

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和元年6月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○及川 武様（花月町 216～218回） 15,000円

<故人が生前お世話になったため>

※中林 直子様（端野町） ○塩浜 一磨様（端野町） 30,000円

○大谷 孝幸様（留辺蘂町） 20,000円 ○池上 佐由理様（留辺蘂町） 10,000円

○坂東 律子様（留辺蘂町） 10,000円 ○本田 百合子様（留辺蘂町） 10,000円

○北村 哲治様（留辺蘂町） 10,000円

<退任にあたって>

○佐藤 周一様（緑町） 100,000円